

# 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR） 常設事務局の東京設置

金融庁 IFIAR常設事務局設立準備本部長 兼 証券取引等監視委員会事務局長 佐々木 清 隆

## （目次）

### はじめに

#### 1. IFIARの概要と活動

##### (1) 概要

##### (2) 活動内容

#### 2. 常設事務局設立の背景

#### 3. 東京設置の意義と今後の展望

### はじめに

本年4月に監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の常設事務局が東京に開設される。金融分野の国際機関は欧米に本部を置くものが多いなか、IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。

本稿では、IFIARの活動を紹介するとともに、常設事務局が我が国に設置されることの意義および今後の展望について述べたい。

#### 1. IFIARの概要と活動

##### (1) 概要

経済の健全な発展を確保するためには、

広く投資家が参加する資本市場の公正性への信頼、なかでも上場企業の開示に対する信頼を確保する質の高い監査が必要不可欠である。2000年代初頭、エンロン等による大規模な不正会計事件を契機として、各国では開示に対する信頼を確保するため、独立の監査監督当局の設立が進められた。米国においてサーベンス・オクスリー法に基づき米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）が2002年に設立されたのに続き、2003年にはカナダ公共会計責任委員会（CPAB）、フランス会計監査役高等評議会（H3C）、2004年には英国財務報告評議会（FRC）が設立され、我が国においても2004年に公認会計士・監査審査会が創設された。

IFIARは、こうした監査監督当局の設立が相次ぐなか、各国の監査監督当局により構成される国際機関として2006年に設立された。現在、52ヶ国・地域の監査監督当局が加盟しており、金融庁および公認会計士・監査審査会はIFIAR創設時からの加盟当局として、2007年の第1回IFIAR年次総会を東京で開催するなど、当初からIFIARの活動に

※ 全銀協金融レポートは、金融や銀行に関するトピックスについて、外部寄稿論文などを公表するものです。論文内の意見・主張は執筆者の意見・主張であり、全国銀行協会の正式な見解を示すものではなく、その内容の正確性などを全国銀行協会が保証するものではありません。

積極的に関与している。

## （2）活動内容

IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、監査監督活動の協調や一貫性を促すことを目的として、様々な取組みを進めている。そのようなIFIARの具体的な活動内容をいくつか紹介したい。

まず、加盟当局間の協力および知見の共有に関する取組みとしては、2012年以降、毎年、各加盟当局が実施した検査結果について調査を実施し、結果を公表しているほか、2015年には多国間情報交換枠組み（Multilateral Memorandum of Understanding: MMOU）を策定した。MMOUは加盟当局が規制活動を行うにあたって必要な情報を共有することを促進するものである。現在、各加盟当局においてMMOU参加に向けた取組みが進められている。

また、監査業界の動向に関する知見の蓄積および共有に係る取組みとしては、2015年に監査業界のビジネスモデルのトレンドを調査・分析したリポート（Current Trends in the Audit Industry）を公表している。さらに、6大監査法人ネットワークとの対話も継続的に実施している。

加えて、監査法人のみならず監査の質に利害関係を有している他の主体との対話についても重要視しており、投資家やグローバル企業の監査委員会との対話も継続的に行っている。こうした観点から、2016年4月には、外部有識者からなるアドバイザー・グループを立ち上げたところである。

他方、公認会計士・監査法人に対する当局検査のあり方についても議論が行われている。従前は、監査が監査基準に則って適正に行われたものであるかを検証することが当局検査の中心であったが、現在はそれにとどまらず、問題がなぜ発生するに至ったのか、その「根本原因」（Root-Cause）に焦点を当てた検査の実施に議論の重点が置かれてきている。

## 2. 常設事務局設立の背景

IFIARは発足10年という比較的若い国際機関であるが、経済のグローバル化の急速な進展に伴う多国籍企業監査や監査法人の国際的なネットワーク化への対応、他の金融分野の国際機関との関係強化といった新たな課題を背景に、その活動は急速に拡大している。加えて、加盟当局数も、設立当初の18ヶ国・地域から52ヶ国・地域へと10年で約3倍に増加している。

これに対し、IFIARの事務局機能は、これまで議長国・副議長国が持ち回りで担ってきたが、IFIARが一貫性をもって継続的に活動し、専門的な知見を蓄積して国際機関としての充実を図る観点から、事務局機能の強化が課題となり、2014年に常設事務局設立の方針が決定された。

金融庁および公認会計士・監査審査会においては、グローバルな監査の質の向上に向けた議論をリードしていくためにはIFIAR自身の体制充実を図っていく必要があるとの観点から、常設事務局設立の方針

を支持するとともに、常設事務局の東京誘致を目指してホスト国として立候補を表明した。

IFIAR常設事務局の東京誘致に立候補したのは、我が国としてもグローバルな監査の質の向上により一層貢献していくことが重要であるとの考えによる。特に、アジア地域においては経済成長が著しいにも関わらず、IFIARへの加盟は日本を含め10ヶ国にとどまっているが、今後アジア地域を含めた新興国のIFIARへの加盟は世界レベルでの監査の質の向上の上で不可欠であり、そのためにはアジアに位置する東京に事務局を置くことがIFIARのためにもなることを強調した。

複数の競合国があったが、2016年4月のIFIARロンドン年次総会において、常設事務局を東京に設立することが決定された。本年4月に予定される事務局の開設により、IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。既存の金融関係国際機関の場合、国際通貨基金（IMF）や世界銀行は米国に本部を置いているほか、金融安定理事会（FSB）およびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）はスイス、証券監督者国際機構（IOSCO）はスペイン、国際会計基準審議会（IASB）を傘下に置くIFRS財団は英国と、欧米に本部を置く例が多い。こうしたなかIFIAR常設事務局の誘致が成功に至ったのは、政府による誘致活動のみならず、全国銀行協会をはじめとした各団体の支持声明もいただき、我が国全体として監査の質の向上に向けたIFIARの役割を積極的に評価

し、常設事務局設置を歓迎する姿勢を示すことができたことが大きな要因となったと考えている。

### 3. 東京設置の意義と今後の展望

政府全体としても、IFIAR常設事務局の東京設置とその後の円滑な運営は重要な関心事であり、「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）においては「我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事務局を設置することが決定したIFIAR（監査監督機関国際フォーラム）について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う」との記載がなされている。

しかしながら、IFIAR常設事務局の東京設置を我が国にとって真に意味のあるものとするためには、政府が支援を行うだけでは十分ではない。我が国における監査に関連する様々なステークホルダーが、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論に対する認識を深め、それぞれの立場で監査の質の向上に向けて取り組むことが重要である。

このための取組みとして、金融庁では、様々なステークホルダーを代表する団体に呼び掛けて、我が国におけるIFIARの活動をサポートすること等を目的として、2016年12月に「日本IFIARネットワーク」を立ち上げており、全国銀行協会にも参加いただいている。

本ネットワークも活用しつつ、監査に関

連する国内の様々な団体や専門家がIFIARと建設的なコミュニケーション関係を築くことができれば、IFIARにとって有益であるだけでなく、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深めることにより、我が国における監査の質の更なる向上にも資すると考える。

こうした監査に関連するステークホルダーと対話は、前述のアドバイザー・グループの立ち上げにも見られるように、IFIARにおいても重要視されており、ネットワークの構築はIFIARと国内のステークホルダーの双方にとってWIN-WINの関係構築につながるものと考えている。

本年4月には常設事務局設立とともにIFIAR年次総会が東京で開催される。これを契機に、東京の国際金融センターとしての地位向上とともに、国内の様々な主体における監査に対する意識の向上、監査の質の向上に向けた取組みの一層の進展を期待している。また、金融庁としてもIFIARのホスト当局として、グローバルな監査品質の向上により積極的に貢献してまいりたい。

本稿で示された意見は執筆者に属し、必ずしも所属する組織の見解を示すものではありません。

佐々木 清隆  
（ささき きよたか）

金融庁  
IFIAR常設事務局設立準備本部長  
兼証券取引等監視委員会事務局長



1983年3月東京大学法学部卒。1993年経済協力開発機構（OECD）、1998年金融監督庁検査部、2002年国際通貨基金（IMF）、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長、2007年同総務課長、2010年金融庁検査局総務課長、2011年同総務企画局審議官（検査局担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長、2015年証券取引等監視委員会事務局長、2016年現職。